

第 238 号

(今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する)

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山 1-14-18 金山センタープレイス 5 F
052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096
http://www.maeda-cpa.com/

平成 23 年 4 月 11 日

前田の ちょっと経営を考えよう 第 237 回

大変な災害、そして国民にとって大変な試練が降ってきました。

この災害の影響は、東北地方の直接被害にあわれた皆様ばかりでなく、日本全国の国民一人一人の皆様にも、いろいろな困難と悪影響を与えています。

たとえば、物を売るにも物が無い、人件費が高騰した、水が無い、資材が無い…です。

それでもやはり我々は、生き抜かなければなりません。それが使命です。

さて、大須商店街の「奇跡復活」から少し勉強しましょう。

この地は戦災にあい、戦後は「シャッター通り商店街」の危機にさらされるという二度の厳しい時代を経験しているが、他に類を見ない多彩なアイデアで現在のにぎわいを取り戻すに至った。

その心、その原動力はいったいなんだろう。

1. まだどこもやってないことをやる、そしてすぐできることから手がける
2. 人の流れを変える、イベント作りをする
3. いかにか話題作りに知恵を絞るか
4. 常に新たな試みを重ねる
5. 20%でも改善されれば20%の成功、大切なのはとにかく行動に移すこと

これを心ある人が実行する。

どうです、皆様の参考になりませんか！！

今の非常時を切り抜けましょう！！

前田の《今人生を語る》第 142 回

めざめよ日本人⁶⁵

今回の大変な災害の最中に、少し我が日本人を見直したことがあります。

自分の難を放っていても隣人のために助けに行く皆さん、国民のために自分を投げ打って働く自衛官のすばらしさ、そして消防士の皆さん、頭がさがります、涙が出ます。

それに反して…

この日本人の誠の心が、情が続く限り、日本は必ず立ち直りますよね！！

資本的支出

松村英治

今回は、税務調査において税務当局との間において最も多く見解の相違がみられる資本的支出について述べさせていただきます。

固定資産の価値を高め、または耐久性を増すこととなる支出が資本的支出となりますが、次のようなものが該当します。

建物の避難階段の取り付けなど物理的に付加した部分の費用

用途変更のための模様替えなど改造又は改装に直接要した費用

通常の見直しに要する費用を超える部分の金額

(建物の増築、構築物の拡張や延長などはその資産そのものの取得となります。)

一方、修繕費とされるものとしては、固定資産の修理、改良などのために支出した金額のうち、その固定資産の通常の維持管理費用、あるいは災害等に対する原状回復費用などをいいます。

しかし、このように説明されても一体修繕費と判断していいのか資本的支出となるのかといった判断は実務上非常に困難を伴います。そこで、実務上では次のような形式的な基準による判定することとされています。

その修理や改良のために支出した費用が、次のいずれかに該当すれば修繕費として損金経理することができます。

(a) 支出額が 20 万円未満の場合

(b) おおむね 3 年以内の周期で修理や改良が行われている場合

資本的支出であるか修繕費であるか明らかでない金額で次のいずれかに該当するものは、修繕費として損金経理することができます。

(a) 支出額が 60 万円未満の場合

(b) 支出額が修理・改良をした固定資産の前期末の取得価額のおおむね 10% 相当額以下である場合

(10% 基準は、原始取得価額 + 前期末までに支出した資本的支出の額で判定し、未償却残高ではありません。)

資本的支出であるか修繕費であるか明らかでない場合には、継続適用を条件として、次のいずれか少ない金額を修繕費として損金経理することができます。

(a) 支出額の 30% 相当額

(b) その固定資産の前期末取得価額の 10% 相当額

災害などで損傷した固定資産に対する支出額で、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでないものは、支出額の 30% 相当額を修繕費として損金経理することができます。